

第1回（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会

平成29年7月7日（金）
第二庁舎8階 801会議室

次 第

1 開会

2 挨拶（小金井市長）

3 議事

- (1) 委嘱状交付式
- (2) 委員自己紹介
- (3) 事務局及び建設基本計画策定支援委託事業者紹介
- (4) 委員長および副委員長の選出
- (5) 委員会の運営及びスケジュールの説明
- (6) （仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画（素案）の説明
- (7) 建設場所の検討・確定
- (8) 次回の開催について

【配布資料】

- ① （仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱
- ② （仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会委員名簿
- ③ （仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画（素案）
- ④ 庁舎建設予定地（蛇の目ミシン工場跡地）の特性
- ⑤ 委員会の運営等について
- ⑥ 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領
- ⑦ （仮称）小金井市新福祉会館建設スケジュール（案）
- ⑧ （仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会スケジュール

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 小金井市新福祉社会館 (以下「新施設」という。) 建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画 (以下「計画」という。) の策定において必要な事項を検討し、及び協議するため、(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画市民検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画 (素案) を基に、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、その結果を反映させた計画 (案) を市長に提出するものとする。

- (1) 新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 福祉関係審議会等に属する者 4人以内
- (3) 市内福祉関係団体等に属する者 2人以内
- (4) 福祉に関する学識経験者 1人以内
- (5) 建築に関する学識経験者 1人以内

2 委員の任期は、委嘱の日から平成29年12月31日までとする。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号に定める委員の選考方法は、応募者に市が指定する題名で作文の提出を求め、選考によって選出する。

5 前各項に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会議を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 委員名簿

氏 名	推 薦 団 体 ・ 所 属 団 体 等	選 出 区 分
佐 藤 宮 子		公 募 市 民 に よ る
上 原 和		
山 本 美 津 子		
諏 訪 間 千 晃		
荒 井 康 善	小 金 井 市 地 域 自 立 支 援 協 議 会	福 祉 関 係 等 福 審 社 議 会
酒 井 利 高	小 金 井 市 介 護 保 険 運 営 協 議 会	
小 林 久 滋	小 金 井 市 市 民 健 康 づ く り 審 議 会	
水 津 由 紀	小 金 井 市 子 ど も ・ 子 育 て 会 議	
深 澤 義 信	小 金 井 市 社 会 福 祉 協 議 会	市 内 福 祉 関 係 団 体 等
永 並 和 子	小 金 井 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会	
金 子 和 夫	ル ー テ ル 学 院 大 学 教 授	福 祉 に 関 す る 学 識 経 験 者
根 上 彰 生	日 本 大 学 理 工 学 部 教 授	建 築 に 関 す る 学 識 経 験 者

**(仮称)小金井市新福祉会館
建設基本計画
(素案)**

**平成29年7月
小金井市**

目 次

はじめに	1
1 新施設整備の必要性	2
2 施設建設基本方針	3
(1) 計画における位置付け	3
(2) 社会福祉施策の動向	3
(3) 基本理念	4
(4) 施設のコンセプト	5
3 施設の役割と事業展開	6
(1) 保健福祉の総合的支援の充実	6
ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能	6
イ 保健衛生	7
(2) 地域における多様な交流や活動の推進	8
ア 子育て・子育て支援	8
イ 地域福祉の担い手づくり	9
ウ 多様な市民の交流	10
(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	11
ア 福祉サービスの利用促進	11
イ 社会参加・生きがいづくり	13
ウ 災害時ボランティア拠点	13
(4) 社会福祉協議会について	14
4 建設場所及び建設規模等	15
(1) 建設場所	15
(2) 建設規模	17
(3) 事業費	18
5 (仮称) 新福祉会館建設に向けたこれまでの経緯	19

はじめに

小金井市福祉会館（以下「旧福祉会館」といいます。）は、昭和43年に「社会福祉活動を推進し、市民相互の親睦と福祉の増進を図り、市民文化の向上に寄与する」という目的のもと設置され、平成28年3月31日に耐震上の問題や施設の老朽化等により閉館しました。

建設当初は地域における福祉活動の拠点である地域福祉センター、高齢者に対する健康増進、教養の向上等を目的とした老人福祉センター、また、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした公民館といった3つの主たる機能を持ち、その後の社会的ニーズに応じた機能の改廃のほか、社会福祉協議会を中心とした関係団体の各種事業を展開し、多くの市民の皆様から親しまれてきました。

築後40余年を経過した平成22年度に実施した耐震診断結果に基づく老朽化対策に向けた検討を行う中、平成26年度には、新たな施設を本町暫定庁舎用地に建設するとした（仮称）新福祉会館建設計画（案）（以下「旧建設計画案」といいます。）を策定し旧福祉会館を御利用いただいている市民の皆様の安全を第一に考え、極力早期の竣工を目指すこととしました。

平成28年3月、旧福祉会館を閉館し、同年8月まで庁内プロジェクト・チームにおいて新たな案である庁舎建設予定地で市庁舎等と（仮称）新福祉会館を複合化整備することについての検証を行いました。同年10月、複合化整備についてはゼロベースで見直すこととし、旧建設計画案についても白紙としました。

同年12月、新庁舎及び（仮称）新福祉会館は、平成33年度竣工を目標とすることを表明しました。

平成29年2月には、（仮称）新福祉会館は、小金井市地域福祉計画の4つの理念である「人間性の尊重」、「自主・自立の確保」、「参加・連帯と共生」、「生活の質の向上」を承継し、「つながり、つながり、支え合い、高め合う新しいきずなを創る」ということを施設整備に当たったの基本理念として、「保健福祉の総合的支援の充実」、「地域における多様な交流や活動の推進」及び「参加と協働による地域福祉活動の推進」を導入すべき3つの基本的な機能としました。また、（仮称）新福祉会館の立地に関しては、市域のいずれのエリアにも偏らないこと、市民サービス向上の視点から申請手続等の窓口と近接していること、施設利用者の交通動線や駐車場の確保が見込めること、大規模災害時の体制も含めた安全・安心を確保すること、などの条件を満たすことが望ましく、これらの条件を満たす建設場所は、庁舎建設予定地が最も有力な候補地であるとの見解を持つに至りました。

平成29年1月から3月まで、（仮称）新福祉会館建設計画の基本計画素案づくりの第一段階として市の福祉保健施策の中心を担う福祉保健部内で検討を重ね、同年4月に（仮称）小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会を設置、福祉保健部の検討結果報告書に基づき、（仮称）新福祉会館に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等に関する調査、検討を重ね、（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画（素案）を策定いたしました。

1 新施設整備の必要性

地域福祉を推進していく上での主役は、地域に暮らす市民一人一人であり、行政の取組に加えて、地域住民との協働や市民同士のネットワークの強化、ボランティア団体やNPO団体などとの連携が不可欠で課題ともなっています。

また、閉館した旧福祉会館は、早急に機能を回復することが求められています。一方、旧福祉会館の建設当時と比べて少子高齢化が急速に進展してきていること、保健福祉に関するニーズが多様化してきていることなどを背景に、将来的な公的支援のあり方そのものを的確に捉える必要が生じてきています。

このため、人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービスの提供を行うことを目的に保健福祉施設の複合化・多機能化を目指す必要がでてきました。

(仮称)新福祉会館建設に当たっては、現在の業務の見直しとともに、必要な機能の検討が求められます。そして新しいサービスを生み出していくという発想が大切です。

これらを踏まえ、福祉活動の拠点である福祉会館は、第4次小金井市基本構想「福祉と健康」分野の施策の大綱に掲げている「制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、子育て・子育て支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って安心して過ごせる、誰もが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくり」を進めるための課題と目指すべき方向性の実現に向けた施設として、将来を見据え、地域住民や様々な関係団体との連携・協働により地域福祉を効果的に推進するための施設として整備する必要があります。

2 施設建設基本方針

(1) 計画における位置付け

市では、第4次小金井市基本構想（計画期間：平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）まで）において、平成32年度における本市の将来像を「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」とし、この実現に向けて4つの施策の大綱を定めました。

また、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする後期基本計画では、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」（福祉と健康）の施策の大綱の中で、地域の福祉活動の推進のため（仮称）新福祉会館の整備を図ることを主な取組として位置付けています。

市では平成29年3月、国における「インフラ長寿命化基本計画」の地方公共団体における行動計画の位置付けとなる「小金井市公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画は、市の最上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」の将来像を公共施設マネジメントの面から達成する施策分野にあたるもので、（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画は、個別施設計画に位置付けられます。

(2) 社会福祉施策の動向

戦後、日本の公的福祉サービスは、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきました。

しかし、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、既存の縦割りのシステムには課題が生じていることが指摘されています。

具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や、複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。また、今後は地方圏・中山間地方を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来どおりの縦割りでサービスを全て用意するのは困難となってくることも予想されます。

このような課題認識のもと、厚生労働省は、平成27年9月、誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスを実現するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示しました。

このビジョンにおいては、包括的な相談から見立て、支援調整の組立て、必要な社会資源の開発を行う包括的な相談支援システムや、高齢、障がい、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みの構築によって、さまざまなニーズに対応する新しい包括支援体制の確立を目指しています。

さらに、平成29年2月には、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共

生社会実現本部において、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」が取りまとめられました。

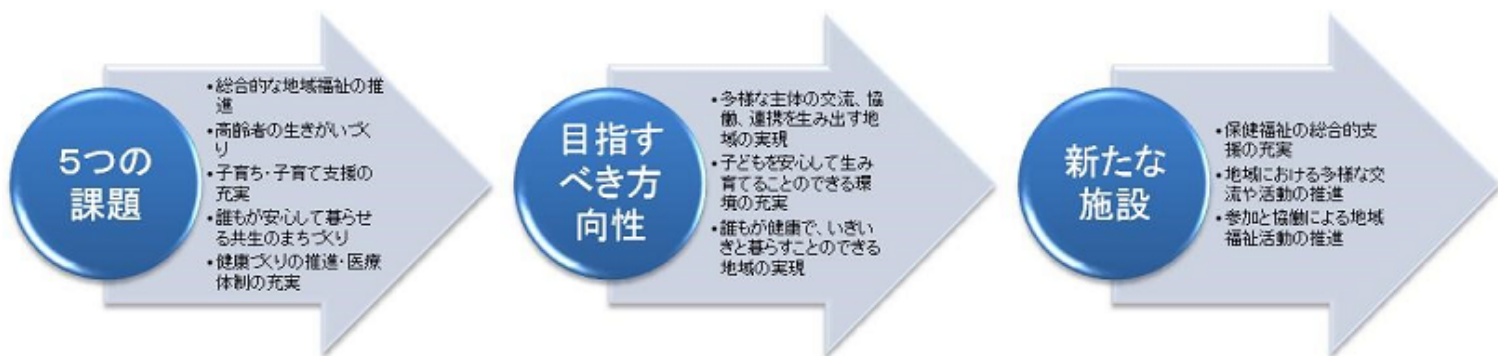
その中においては、「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであるとされています。さらに、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、今後の改革を進めていくものと謳われています。

(3) 基本理念

「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」

（仮称）新福祉会館の建設に当たっては、保健福祉総合計画中の地域福祉計画で掲げている4つの基本理念「人間性の尊重」、「自主・自立の確保」、「参加・連帯と共生」及び「生活の質の向上」の視点は欠かせません。また、地域のニーズや課題を受け入れ対応できる場として、実際生活に即する「学び」に関する視点を加えることで、小金井らしい施設づくりにつながります。

新たな施設は、地域共生社会を実現するための拠点として整備します。



地域共生社会を実現するための拠点に

(4) 施設のコンセプト

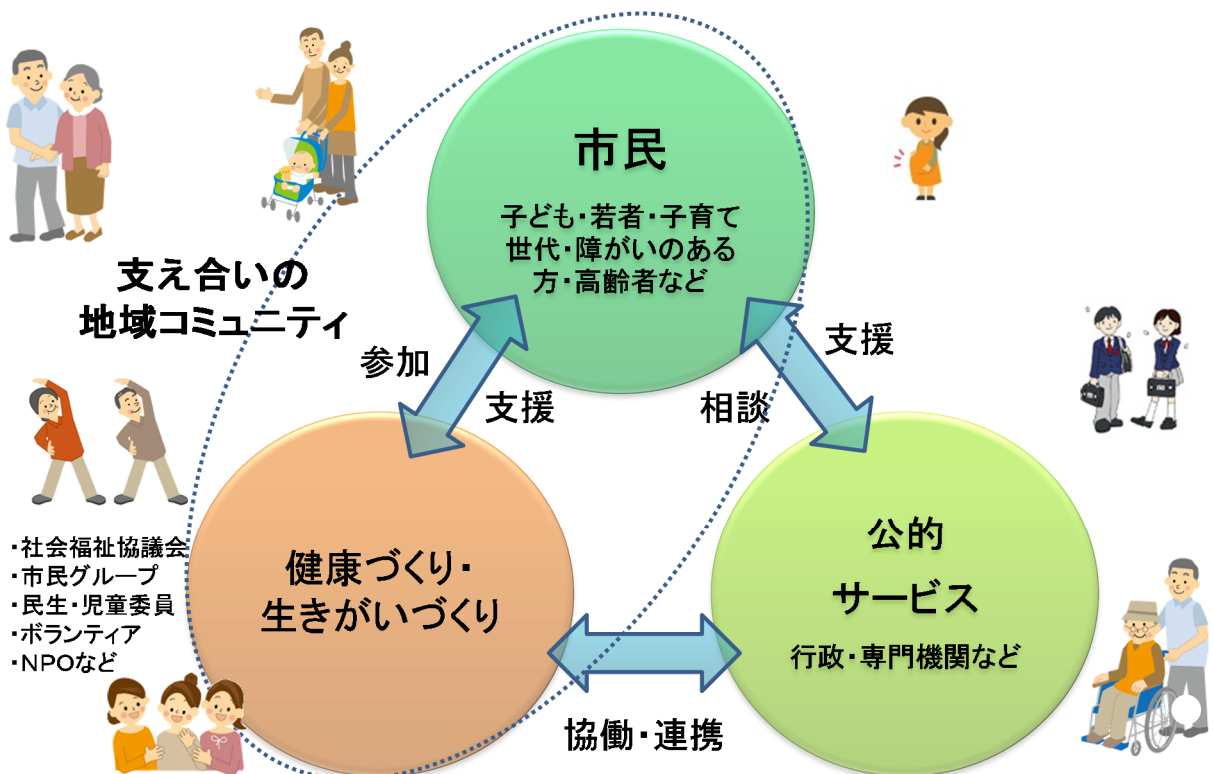
新たな施設における基本的な機能「保健福祉の総合的支援の充実」、「地域における多様な交流や活動の推進」、「参加と協働による地域福祉活動の推進」は、地域が抱える課題の解決力、地域を地盤とする包括的支援、地域丸ごとのつながりなどを強化していくこととなり、将来的に求められる地域共生社会の実現に欠かせないものです。

今後の法制度の動向、保健福祉総合計画などの関連計画、本市の地域特性、課題等に的確に対応できる拠点であることが大切です。ついては、実際生活に即する「学び」に関する各種事業を実施する機能を整備するとともに、多目的での活用が可能なスペースを確保することや可能な範囲においてスケルトン・インフィル方式^(※)を取り入れることとします。

あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築しつつ、健康づくり・生きがいづくりの機会を提供します。

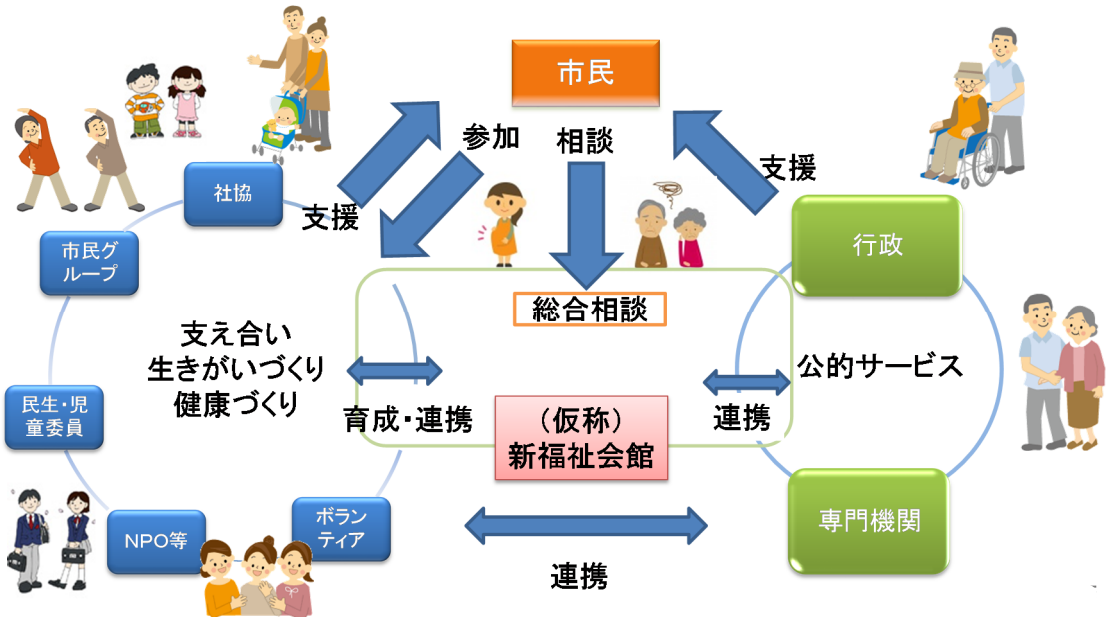
(※) スケルトンとは、柱・梁・床などの構造躯体を示し、インフィルとは間仕切り壁・仕上げ材など様々な設備の総称をいい、スケルトンとインフィルを分離して考えることにより、耐震性・耐久性のある構造体を保持しつつ、室内を作り変え長年にわたって建物を使うことができるという考え方です。

【新施設のイメージ】



3 施設の役割と事業展開

【事業展開イメージ】



(1) 保健福祉の総合的支援の充実

ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える生活課題に対し、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門員の配置及び福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を果たす「福祉総合相談窓口」を導入します。

【機能イメージ】

- ・ 相談者自身が抱える生活課題を整理できず、適切な相談機関がわからない方と行政等をつなぐコーディネート機能
- ・ 福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信

【(1)-ア-①】

機能名	福祉総合相談窓口
目的	個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、適切な相談機関に繋ぐコーディネート機能を有する窓口を設置する。
内容等	障がい者相談、高齢者相談、権利擁護相談、子育て相談、健康相談、生活困窮者自立支援相談、その他
想定スペース	●事務室 ●相談室
業務実績等	※新機能のため現時点での実績なし
業務形態	業務委託も視野に入れて検討

イ 保健衛生

健康教育や健康診査をはじめとする成人保健事業や食育事業を実施するほか、子育て世代に対しては妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育て・子育て支援事業との連携による切れ目のない支援を行います。

【機能イメージ】

- ・ 各種健康診査や予防接種といった保健衛生事業の実施
- ・ 健康教育や健康づくりに関する講座等の実施
- ・ 妊娠・出産・育児に係る子育て世代が抱える不安や健康保持への切れ目のない支援の実施

【(1)-イ-①】

機能名	保健センター
目的	市民の健康福祉の増進等
対象等	成人、妊産婦、乳幼児等
想定スペース	●事務室 ●各種健康相談室等(健康診断会場) ●検査室・消毒室 ○会議室 ○多目的スペース ○作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) ・ 成人健康診査 延べ 2,993 人 ・ 成人健康相談・講座 延べ 437 人 ・ 母子健康診査 延べ 3,553 人 ・ 母子健康相談・講座 延べ 4,349 人 ・ 予防接種 延べ 1,055 人
現業務形態	直営(一部業務委託)

(2) 地域における多様な交流や活動の推進

ア 子育て・子育て支援

子育て・子育て支援制度の紹介のほか、各種講座等の開催、親子あそびひろばといった場の提供を基に、子育て世代の家庭がつどい、子育てにかかる情報交換、情報共有を通じた地域のつながり、支え合いの場を提供します。

また、母子保健事業との相互連携による切れ目のない支援を行います。

【機能イメージ】

- ・ 子育て・子育て支援制度の紹介
- ・ 子育て・子育て支援に関する講座の実施
- ・ 親子あそびひろばをはじめとする子育て世代の親子がつどう場の提供

【(2)-ア-①】

機能名	子ども家庭支援センター
目的	地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりを目指す。
対象等	・ 市内に居住する満18歳未満の児童と保護者 ・ 地域で子育てに関わる活動をする者又はこれから活動しようとする者 ・ おおむね6歳までの就学前児童とその保護者(親子あそびひろば)
想定スペース	●事務室 ●相談室 ●作業(ひろば)スペース ●保育室 ○会議室 ○多目的スペース ○作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28実績) ・ 子育て相談 相談件数 3,322件 専門相談 55件 ・ 親子あそびひろば 利用者 24,690人
現業務形態	直営(一部業務委託)

【(2)-ア-②】

機能名	ファミリー・サポート・センター
目的	地域における一時保育等の育児に関する相互援助活動を支援することにより、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、子育て家庭の福祉の増進に寄与する。
対象等	ファミリー・サポート・センターの会員 (援助活動を行う者(協力会員)と援助活動を受ける者(依頼会員)が、その会員相互による援助活動を行う会員組織)
想定スペース	●事務室 ○会議室 ○多目的スペース ○作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28実績) ・ 会員数 1,749人 ・ 活動回数 4,235回
現業務形態	業務委託

イ 地域福祉の担い手づくり

自らが住む地域が抱える課題、そこに住む手助けを必要としている人々に対し、市民自らが自身の持つ能力を発揮し、主体的に地域を支え合える共生の社会作りを目指すため、社会福祉協議会やNPO法人といった団体と協働し、ボランティア活動に関わる講座・研修を開催します。

また、市民・行政の協働がなされるようコーディネートしたり、多様な市民活動をサポートしたり、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関わられる場を創出します。

【機能イメージ】

- ・ ボランティア活動に関わる講座、研修の開催
- ・ 市民協働のための活動拠点の整備による協働のまちづくりや人づくりの推進

【(2)-イ-①】

機能名	ボランティア・市民活動センター
目的	福祉のまちづくりのためボランティア活動拠点の運営
対象等	ボランティアしたい・必要としている個人・団体
想定スペース	●事務室 ○会議室 ○多目的スペース ○作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) 延べ 480 人
現業務形態	社会福祉協議会自主事業

【(2)-イ-②】

機能名	(仮称)小金井市市民協働支援センター
目的	協働の推進のための拠点を設置し、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関わることのできる環境を整備する。
対象等	市民、市民活動団体、行政等
想定スペース	●事務室 ○会議室 ○多目的スペース ○作業室 ○物品貸出スペース (○印は共有可能スペース) ※相談コーナー・資料コーナーは共有可能スペースの中で検討する。
業務実績等	(H28 実績) 相談・コーディネート件数:147 件 (※現在は市民協働支援センター準備室として実施)
現業務形態	業務委託

ウ 多様な市民の交流

年齢や障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が集える各種イベントや、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施し、相互理解を促進しノーマライゼーションの理念の定着を目指します。

【機能イメージ】

- ・ 多くの市民が自由に利用できたり、イベント会場としても活用できる場
- ・ 講演会・講座や研修会場としての場

【(2)-ウ-①】

対 象 等	行政機関、市民等
想定スペース	◆多目的室 ◆マルチスペース ◆家事実習室
業 務 形 態	貸室受付などは指定管理を想定
想 定 事 業	(行政使用例) <ul style="list-style-type: none">・ 男女共同参画に関する講演会等・ 調理実習を伴う男女共同参画関連事業・ 介護保険運営協議会・ 介護保険関係事業者向け集団指導事業・ 介護サービス事業者連絡会・ 介護認定審査会・介護認定調査員研修・ 小金井市高齢者いきいき活動推進事業・ 小金井さくら体操自主グループ活動 等・ シルバーパス更新受付会場・ 地域自立支援協議会・ 障害者週間イベント等絵画展示、講演会、物品販売・ 子どもの人権講座・ 青年学級(みんなの会)・ 国際交流事業・ 市民講座・ 市民がつくる自主講座(一般部門・男女共同参画部門)・ 市民活動サポートセンター・ シルバー大学など

(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進

ア 福祉サービスの利用促進

生活困窮や成年後見、障がいのある方への就労支援、子育てに関する不安や福祉サービスへの苦情等、各種福祉サービスの利用を促進するため、各種制度の紹介を行います。

【機能イメージ】

- ・ 各種福祉サービスの紹介等
- ・ 専門機関における個別事業の利用促進

【(3)-ア-①】

機能名	小金井市生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)
目的	生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに就労その他の支援体制を構築する。
対象等	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のうち、本事業による支援が必要と認められる市に居住するもの
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) <ul style="list-style-type: none">・ プラン作成件数:82 件(年間)・ 就労支援対象者数:37 人(年間)・ 相談件数:1,476 件
現業務形態	業務委託

【(3)-ア-②】

機能名	福祉サービス総合支援事業(小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい)
目的	福祉サービスの利用に際しての相談、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応等を総合的かつ一体的に実施するための体制を整備する。
対象等	原則として市内に在住する高齢者及び障がい者
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) 相談/援助件数:8,618 件
現業務形態	業務委託

【(3)-ア-③】

機能名	障害者就労支援事業(障害者就労支援センター)
目的	障がい者の一般就労の機会の拡大を図り、障がい者が安心して働き続けられるよう、小金井市障害者就労支援センターを設置する。
対象等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労を希望する在宅の障がい者(児) ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉的就労に就いている障がい者(児) ・ 企業、事業所等に在籍している障がい者(児)等
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) 就労者/相談者:71人/8,032人
現業務形態	業務委託

【(3)-ア-④】

機能名	小金井市福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)
目的	福祉サービスに関する苦情に公正かつ中立の立場で迅速に対応し、福祉サービスに対する市民の信頼性を高めるとともに、福祉の一層の向上を図る。
対象等	市が実施し、又は関与する福祉サービス利用者
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 ○作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績)苦情対応件数:9人
現業務形態	直営

イ 社会参加・生きがいづくり

福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場を提供します。

【機能イメージ】

ボランティア団体、各種サークル活動など、福祉と健康に携わる団体の活動・紹介場所の提供

【(3)-イ-①】

想定スペース ◆多目的室 ◆マルチスペース ◆家事実習室

ウ 災害時ボランティア拠点

地震等による大規模災害発生時における、災害ボランティアの活動拠点としての「災害ボランティアセンター」機能を設けます。

【機能イメージ】

- ・ 社会福祉協議会における災害ボランティアの養成
- ・ 災害時におけるボランティアの受け入れ場等の調整

【(3)-ウ-①】

機能名	災害ボランティアセンター
目的	災害時における被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点整備
対象等	災害支援活動を希望する個人や団体
想定スペース	◆多目的室 ◆マルチスペース ※通常時はボランティア・市民活動センター内での設置を想定
業務実績等	なし
現業務形態	社会福祉協議会を主体した協働の運営形態を想定 ※小金井市と社会福祉協議会は「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を締結(H17.8.9)している。

(4) 小金井市社会福祉協議会について

小金井市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）は、社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域福祉活動を推進する体制づくりとして「小金井市保健福祉総合計画」においても市との連携強化を図ることとしています。地域福祉を推進し、新施設の機能を更に高めるためにも、中核となる組織である市社協の事務室等を（仮称）新福祉会館へ併設します。

また、市と市社協は、地震その他の災害が発生した場合において、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携することを目的とした「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を締結しています。

機能名	小金井市社会福祉協議会(事務室等)
目的	地域福祉活動の推進
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 ○作業室 (○印は共有可能スペース)
現業務形態	社会福祉協議会

4 建設場所及び建設規模等

(1) 建設場所

(仮称)新福祉会館は、本市における地域共生社会を実現するための拠点を目指すことから、以下の観点から候補地について検討を行いました。

- あらゆる市民に親しまれる施設とするため、市域のいずれのエリアに偏らないことが望ましい
- 市民サービス向上の観点から、福祉と保健に関する総合的な相談機能は、申請手続等の受付窓口と近接していることが望ましい
- 福祉関連施設を利用する方の交通手段として「自動車」は欠かせないところであり、一定のオープンスペースの確保が見込める立地であることが望ましい
- 発災時の体制として、災害ボランティア拠点は災害対策本部等と緊密な連携が可能であることが望ましい

- 市のほぼ中央に位置する
- (仮称)新福祉会館の実施事業、機能等をより向上させるためには庁舎機能との連携が重要
- 車でのアクセスが容易である必要があり、建設場所に接する道路は重要
- (仮称)新福祉会館は、子ども関連施策の活用を見込むことから徒歩・自転車又は公共交通を利用することも想定

これらの要件を満たす建設場所について、市域のどこからでも訪れやすい中心地に多目的室やマルチスペースといった「集う」「学ぶ」機能があることの効果はとて大きいと考えています。保健センター、子ども家庭支援センター及び市民協働支援センターを導入することは、単に、利便性の面だけでなく、出かけやすく集まりやすい市の中心におくことで「集う」機能が効果的に機能することも期待できます。

また、実際生活に即する「学び」に関する各種事業は地域課題の解決力の強化、多様な担い手の育成・参画を促す効果が期待されます。

よって、(仮称)新福祉会館の建設場所は、

「庁舎建設予定地(蛇の目ミシン工場跡地)」

とし、市の中心的な行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎と一体の敷地に整備することにより、地域共生社会の拠点を目指し、総合的サービス提供の基盤を築いてまいります。

【建設予定地の概要】

所在地番	小金井市中町三丁目 1957 番 7、1957 番 9 及び 1957 番 9 小金井市緑町五丁目 1957 番 17	
敷地面積	11,252.05 m ²	
法規制	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	日影規制	4 時間、2.5 時間(測定面4m)
	高度地区	第2種高度地区
	防火指定	準防火地域
(参考数値)	建築面積(許容限度)	6,751.23 m ²
	容積対象面積(許容限度)	22,504.10 m ²

(2) 建設規模

公共施設等総合管理計画を踏まえ多機能化・複合化による総量抑制を図ることを前提に、施設の規模は、延床面積3,500㎡を基本とし、個別機能の他に多数の市民の利用が可能な多目的室やマルチスペース、家事実習室を設置します。

【新施設の機能用途別の面積割合】

分類	区分	主な機能(事業)	面積	面積割合
保健福祉の総合的支援の充実	個別機能	福祉総合相談窓口 保健センター	おおむね 770 ㎡	おおむね 22%
地域における多様な交流や活動の推進	個別機能	子ども家庭支援センター ファミリー・サポート・センター (ボランティア・市民活動センター)	おおむね 270 ㎡	おおむね 8%
	共有機能	多目的室 マルチスペース 家事実習室 印刷コーナー	おおむね 710 ㎡	おおむね 20%
参加と協働による地域福祉活動の推進	個別機能	ボランティア・市民活動センター (仮称)市民協働支援センター 自立相談サポートセンター 権利擁護センター 障害者就労支援事業 福祉サービス苦情調整委員 社会福祉協議会	おおむね 350 ㎡	おおむね 10%
その他附帯設備等	個別機能	倉庫・更衣室等 面積調整等(個別機能分)	(調整)	(調整)
小 計			おおむね 2,100 ㎡	おおむね 60%
共用部相当分(※)			おおむね 1,400 ㎡	おおむね 40%
合 計			3,500 ㎡	100%

(注) 表中の面積や面積割合については、現検討段階での目安であり、より具体的な検討は、建設計画策定支援委託業務等において行います。

(※) 共用部相当分……玄関ホール、廊下、階段、トイレ、多目的トイレ、エレベーター、エレベーターホール、電気室等各種設備室など

(3) 事業費

延床面積 3, 500㎡を前提とした総事業費は約 1 億 6 千万円と試算しています。

新福祉会館建設事業 財源計画(案)

前提条件:(仮称)新福祉会館建設計画(案)の施設規模(延床面積3, 500㎡)を前提とする。

(単位:千円)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計
支出	基本計画	10,800					10,800
	基本設計・実施設計		25,056	53,243			78,299
	工事監理				13,975	13,975	27,950
	建設工事(外構等含む)				770,000	770,000	1,540,000
	移転費用					-	-
	備品					-	-
支出合計		10,800	25,056	53,243	783,975	783,975	1,657,049
財源	一般財源(A)						
	地域福祉基金繰入金(B)	10,800	25,056	53,243	105,975	105,975	301,049
	地方債(C)				616,000	616,000	1,232,000
	振興基金(D)				53,000	53,000	106,000
	総合交付金(E)				9,000	9,000	18,000
財源合計(F)=(A)+(B)+(C)+(D)+(E)		10,800	25,056	53,243	783,975	783,975	1,657,049

※1 表中「-」は未算定を示すものであり、算定後に当たっては財源内訳を見直すものとする。

※2 消費税率は、平成29年度から平成31年度までは8%、平成32年度以降は10%

5 (仮称) 新福祉社会館建設に向けたこれまでの経緯

時期	内容
昭和43年3月	(旧)福祉社会館建築
平成23年3月	(旧)福祉社会館耐震診断委託において、耐震補強等の対策が必要であり、建物全体に対しても補修等の改善が必要であるとの診断を受け、耐震補強工事等庁内検討委員会を設置
平成23年3月 ～平成24年3月	庁内検討委員会における検討の結果、耐震工事は行わず最終的な場所は決定しないが建て替えを行うことを決定
平成24年4月 ～平成26年6月	福祉社会館の整備等に関する庁内検討委員会を設置し、検討の結果、耐震補強工事を行うことが現実的と判断するとともに、建て替えに向けた課題の整理について協議・検討を継続
平成26年7月	保健福祉施策における制度変更等、将来を見据え、新たな基本理念のもと、新たな場所で施設を建設することを決定
平成26年12月	建設予定地を本町暫定庁舎用地とした平成31年度竣工目標の(仮称)新福祉社会館建設計画(案)を策定
平成27年12月	(仮称)新福祉社会館建設検討委員会(第1回)開催 ※以降の開催はせず、平成28年10月に解散 市長交代に伴い(仮称)新福祉社会館建設に係る事業を中断
平成28年3月 ～平成28年8月	庁内にプロジェクトチームを設置し、新庁舎建設において本庁舎・第二庁舎・福祉社会館・図書館・前原暫定集会施設・本町暫定庁舎を複合化することの調査、検討実施
平成28年10月	小金井市議会「新福祉社会館と新庁舎の早期建設を求める決議」を全会一致で可決 6施設複合化をゼロベースで見直すことと合わせ、新庁舎・新福祉社会館・清掃関連施設の再整備を一体的な課題とし、早急な検討に着手
平成28年12月	新庁舎及び新福祉社会館は、平成33年度竣工を目標とすることを表明
平成29年1月 ～平成29年3月	福祉保健部内で、(仮称)新福祉社会館建設計画について検討し、「(仮称)新福祉社会館建設に係る検討結果報告書」を策定
平成29年4月	(仮称)小金井市新福祉社会館建設に関する市民説明会を開催(2回)
平成29年4月 ～平成29年6月	(仮称)小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会を設置し、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について調査、検討を行い、「(仮称)小金井市新福祉社会館建設基本計画(素案)」を策定
平成29年7月 ～平成29年12月	(仮称)小金井市新福祉社会館建設市民検討委員会を設置し、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画の策定において必要な事項を検討、協議予定

委員会の運営等について

1 会議録作成の基本方針等

- (1) (仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画市民検討委員会 (以下「検討委員会」という。) における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第 5 条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、会議内容の要点記録とする。なお、事務局は全文記録による保存、記録用の会議録を作成するものとする。
- (2) 会議録は、原則として次回の検討委員会での内容の確認後、市ホームページに掲載し、情報公開コーナー等に据え置き公開する。ただし、会議を非公開とした場合は、市民参加条例施行規則第 4 条の規定による。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、委員会での発言は委員長が指名後、名前を発言してから行う。(例「〇〇です。●●●については・・・」)

2 検討委員会の公開

(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱第 7 条の規定のとおりとする。

3 市民検討委員会の傍聴

- (1) 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領 (資料⑥) のとおりとする。
- (2) その他傍聴実施の必要事項
 - ア 報道関係者は、事前に傍聴希望を申し出るものとする。
 - イ 傍聴者は、会議の撮影及び録音をすることはできない。

4 資料提出等

委員が書面で資料等を提出する場合は、資料名、委員名、提出日を記載して事務局へ委員会開催日の 3 日前 (休日を除く) の午後 5 時までに提出するものとする。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画市民検討委員会スケジュール

区 分	開催時期	検討内容等
第1回	平成29年7月7日	委員顔合わせ 委員長・副委員長選任 建設基本計画(素案)説明 建設場所の検討(確定)
第2回	平成29年9月	基本理念の検討 導入機能等の検討
第3回	平成29年10月	導入機能等の検討 建設基本計画(案)作成
第4回	平成29年11月	建設基本計画(案)確定
	平成29年11月	パブリックコメント実施
第5回	平成29年12月	パブリックコメントを踏まえた 建設基本計画確定